# 相続財産等の処理にかかる届出書

兼 特定口座開設者死亡届出書 兼 非課稅口座開設者死亡届出書 兼 未成年者口座開設者死亡届出書 兼 相続上場株式等移管依頼書

私共(私)は、「相続手続きにおける有価証券等の移管の取扱いについて」の【留意事項】に同意の上、被相続人口座(後述1.の口座)の資産について、「受取人(相

日中ご連絡先( ) 被相続人との続柄 で署名欄 印鑑証明印 ご署名欄 印 被相続人との続柄 被相続人との続柄	
放相続人の 定住所  機相続人の 定住所  ※あずほ証券へお届出のご住所をご記入ださい。  ※被相続人の 正住所  ※あずほ証券へお届出のご住所をご記入ださい。  ※被相続人の情報に不備がある場合、お客さまり恵し入れて頂いた書類により正確な情報が判断できる場合には、当社にて補配を行  ・ 相続人等について (注) 4 の受取人・受取数量のご記入内容を必ずを確認の上、お名前を自習および印鑑証明印をご読印(ださい。  ※代理人の方がご署名・ご捺印される際は、ご署名欄内に肩書きのご記入もお願いいたします。 ※すべての相続人が相続財産を確認した上でご署名、ご捺印ください。  代表相続人 ご署名欄  ・ 中鑑証明印  ・ 選名欄  ・ 中鑑証明印  ・ で署名欄  ・ 日報に対して、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
# 日標	<u> </u>
※みずほ証券へお届出のご住所をご配入ください。	F)
・相続人等について (注) 4. の受取人・受取数量のご記入内容を必ずで確認の上、お名前を自署および印鑑証明印をご捺印ください。 (代理人の方がご署名・ご捺印される際は、ご署名欄内に肩書きのご記入もお願いいたします。 ですべての相続人が相続財産を確認した上でご署名、ご捺印ください。  (代表相続人 ご署名欄 印鑑証明印 で署名欄 印紙 日中ご連絡先( – ))  被相続人との続柄  ご署名欄 印鑑証明印 ご署名欄 印紙 日中 で署名欄 印紙 日中 で著名欄 印紙 日中 で著名欄 印紙 日中 で著名欄 印紙 日中 で著名欄 日中 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	
(代理人の方がご署名・ご捺印される際は、ご署名欄内に肩書きのご記入もお願いいたします。   ですっての相続人が相続財産を確認した上でご署名、ご捺印ください。	ことがありま
日中ご連絡先( )  技相続人との続柄  で署名欄  印鑑証明印  で署名欄  印鑑証明印  で署名欄  印鑑証明印  で署名欄  印鑑証明印  で署名欄  印鑑証明印  で署名欄  印鑑証明印  で著名欄  の機相続人との続柄  で著名欄  の機相続人との続柄	監証明日
数相続人との続柄  で署名欄  印鑑証明印  で署名欄  印鑑証明印  を相続人との続柄  で署名欄  印鑑証明印  で署名欄  で署名欄  の機構  で著名欄  の機構  で著名欄  の機構  で著名欄  の機構  で著名欄  の機構  で著名欄  の機構  で著名欄  の場話  で著名欄  の場が  で著名機  の場が  で表が  で表が  で表が  で表が  で表が  で表が  で表が  で	#DIT-43 FI
被相続人との続柄  で署名欄  印鑑証明印  で署名欄  印鑑証明印  が相続人との続柄  被相続人との続柄  被相続人との続柄	
で署名欄 印鑑証明印 で署名欄 印 数相続人との続柄 被相続人との続柄	監証明日
数相続人との続柄 被相続人との続柄	and the second second
	監証明白
. 移管希望日について (注)ご希望がない場合も、当社が定める「可能な限り早い日」に移管いたします。	e agran interpretation
	必須
可能な限り早い日 「可能な限り早い日」をご指定いただくと、当社での最短の日手続を行います。※事務手続き上、ご希望日に移管できな	
西暦 年 月 日 りますので、予めご了承ください。	,四面口
-a.【受取人がお一人の場合】相続財産を受け取られる方(受取人)について 4-aまたは4-bいず 注1)裏面「相続手続きにおける有価証券等の移管の取扱いについて」の【留意事項】をご確認の上、受取人情報ご記入ださい。 注2)右側および裏面のページはすべてご記入不要です。(注3)受取人が複数おられる場合には、4-bをご記入ください。	か必須

□平成 □令和

みずほ証券の口座番号(お客さまコード)

ご住所

## 4-b.【受取人が複数の場合】 相続財産を受け取られる方(受取人)および受取数量等について 4-aまたは4-bいずれか必須

	ける有価証券等の移管の取扱いについ			、相続財産明細、	および受取数量をご記入く	ださい。受取人が複数
受 <b>お名前</b> 取	の記入順については、【留意事項】第 (フリガナ)	1頃〜売り頃を必らこ(雑品	生年月日	□西暦 □大正 □昭和 □平成 □令和	年	F E
① ご住所	〒				みずほ証券の口座番号	号(お客さまコード)
受 <b>お名前</b> 取	(フリガナ)		生年月日	□西暦 □大正 □昭和 □平成 □令和	年	月
人 ② <b>ご住所</b>	〒				みずほ証券の口座番号	号 (お客さまコード)
受 <b>お名前</b> 取	(フリガナ)		生年月日	□西暦 □大正 □昭和 □平成 □令和	年	月三日
入 ③ <b>ご住所</b>	〒			•	みずほ証券の口座番号	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
受 <b>お名前</b> 取	(フリガナ)		生年月日	□西暦 □大正 □昭和 □平成 □令和	年	月
④ ご住所	〒			•	みずほ証券の口座番号	号(お客さまコード)
		<b>取数量等についてご記</b> 欄が不足した場合は、『			(受取人がお一人の)	場合は不要です。
銘柄 特定 預り区 —	104/03/25/97/4		受取人①	受取人	② 受取人③	受取人④
コード 分	銘柄名	全数量	受取数量	受取数	量  受取数量	受取数量

	銘柄	銘柄	特定				相続財産明細	1-XLU/C-991116\ 2	受取人①	受取人②	受取人③	受取人④
	コード	預り区 分	銘柄名	全数量	受取数量	受取数量	受取数量	受取数量				
1		□特定 □一般										
2		□特定 □一般										
3		□特定 □一般										
4		□特定 □一般										
5		□特定 □一般										
6		□特定 □一般										
7		□特定 □一般										
8		□特定 □一般										
9		□特定 □一般										
10		□特定 □一般										

1	銘柄	特定	相続財産明細	受取人①	受取人②	受取人③	受取人④	
	コード	預り区 -	銘柄名	全数量	受取数量	受取数量	受取数量	受取数量
11		□特定						
		□一般						
12		□特定						
		□一般						
13		□特定						
1.7		□一般						
14		□特定						
		□一般						
15		□特定				,		
		□一般						
16		□特定	-					
		□一般						
17		□特定						
-		□一般						
18		□特定						
		□一般						
19		□特定						
		□一般						
20		□特定						
		□一般						
21		□特定						
		□一般						
22		□特定						
		□一般						

(社用欄)												
特定口座	・非課税口	る営業所等の所在地・名称			口座番号							
被相続人				死亡年月日	死亡年月日			被				
				7775-1-0				1				
受取人①				受取人②				2				
受取人③				受取人④	受取人④			3				
								4				
特定口座廃止	MSBS登録 (入力)		MSBS検印		非課税口座廃止	MSBS登録 (入力)		М	SBS検印			
特定口座に開設 されていた勘定	□ 特定(	呆管勘定 言用取引等! 上場株式配			被相続人の取引店 名·所在地							
非課税口座・未成年 者口座の記号又は番					非課税口座に設け れている勘定の区分		税投資勘》 投資勘定					
相続人が口座未開設の 場合におけるチェック	口座未開設で、た 口座がない受		€9J: Q	チェック (C) 完了日	年	月	B					

【相続2】

#### 

#### お客さま各位

#### 相続手続きにおける有価証券等の移管の取り扱いについて

この度は、ご近去の報に接し、心からお悔やみ申し上げます。

お手続きをご依頼いただく際には、以下の【留意事項】をご確認いただき、あらかじめご了承の上、お申し込みください。

ご不明な点がございましたら、相続センターまでお問合せください。

みずほ証券株式会社

#### 【留意事項】

- 1. 相続手続中および相続手続き完了後に被相続人口座に発生した相続財産明細に記載のない利金、分配金、配当金等については、元本を受け取る相続人に帰属するものとし、元本がすでに相続人の口座に移管済みの場合は、当該相続人の指示を得ることなく、当該口座に移管すること。端数が生じた場合は、元本を受け取る相続人に、受取人①>②>③>④の順に帰属すること(みずほ証券株式会社の合理的な裁量により、異なる取扱いをする場合があります。)。
- 2. 被相続人の特定口座で上場株式等の配当所得と譲渡損の損益通算により発生した還付金は、当該還付金を受取人①の口座へ移管し、相続人間で精算すること(みずほ証券株式会社の合理的な裁量により、異なる取扱いをする場合があります。)。
- 3、今後、私共(私)以外の者が相続財産に関レ権利を主張し、万一、みずほ証券株式会社に損害が生じた場合には、私共が連帯して(私が)一切の責任を負うこと。
- 4. 被相続人の特定口座で保有する有価証券は、受取人が特定口座を開設している場合は受取人の特定口座に移管するものとし、受取人が特定口座を開設していない場合は受取人の一般口座に移管すること。
- 5. 前項にかかわらず、被相続人の特定口座で保有する新光MRFまたはMHAMのMRFは、受取人が一般口座で同一のMRFを保有している場合は、受取人の一般口座に移管すること(特定口座への移管をご希望の場合は、相続手続き完了前に相続センターまたはお取引店へお申し出ください。)。
- 6. 被相続人が分配金再投資コースで保有する投資信託については、受取人の当該投資信託の分配金の受取方法は分配金再投資コースとなること(ただし、受取人が分配金受取コースで同一銘柄の投資信託を保有している場合を除きます。また、分配金受取コースをご希望の場合は、相続手続き完了前にお取引店へお申し出ください。)。
- 7. 受取人が一人の場合は、相続財産明細の作成(受取人が自ら作成した相続財産明細に不備がある場合、当該不備の訂正を含みます。)をみずほ証券株式会社に委任するでと。
- 8. 相続財産を受取人の特定口座に移管する場合、本相続は限定承認に係るものではないこと。
- 9. 被相続人が保有しているMRFと相続人が保有しているMRFの種類(新光・MHAM)が相違している場合、もしくは被相続人のMRFが一般口座預かりで相続人のMRFが特定口座預かりの場合、被相続人の口座でMRFを解約後、預り金として受取人の口座へ移管すること。ただし、移管時において受取人全員から解約に関する同意が得られていない場合は、受取人の口座のMRFの種類の変更その他の必要な措置を講ずること。

### 【届出事項】

ſ	租税特別措置法第37条の11の3第1項または第2項および同法第37条の11の6第1項の規定の適用を受けている勘定	勘定設定期間
	特定保管勘定、特定信用取引等勘定、特定上場株式配当等勘定	非課稅管理勘定(第一期) 2014年~2017年 非課稅管理勘定(第二期) 2018年~2023年

商品	分割可能な最小単位
MRF/預り金	1口/1円
外貨預り金	0.01通貨 (USドルならば0.01ドル)
国内株式	1株
ETF・REIT等	1口 ※当該商品は単元未満の取扱いがございませんので、移管数量が売買単元未満とならないようご記入ください。
国内投信·外貨MMF	1口 ※スーパーMMFについては、0.01口
国内債券·国内CB·外国株式 外国債券·外国CB·外国投信	銘柄によって異なりますので、ご不明の場合は、相続センターまでお問合せください。